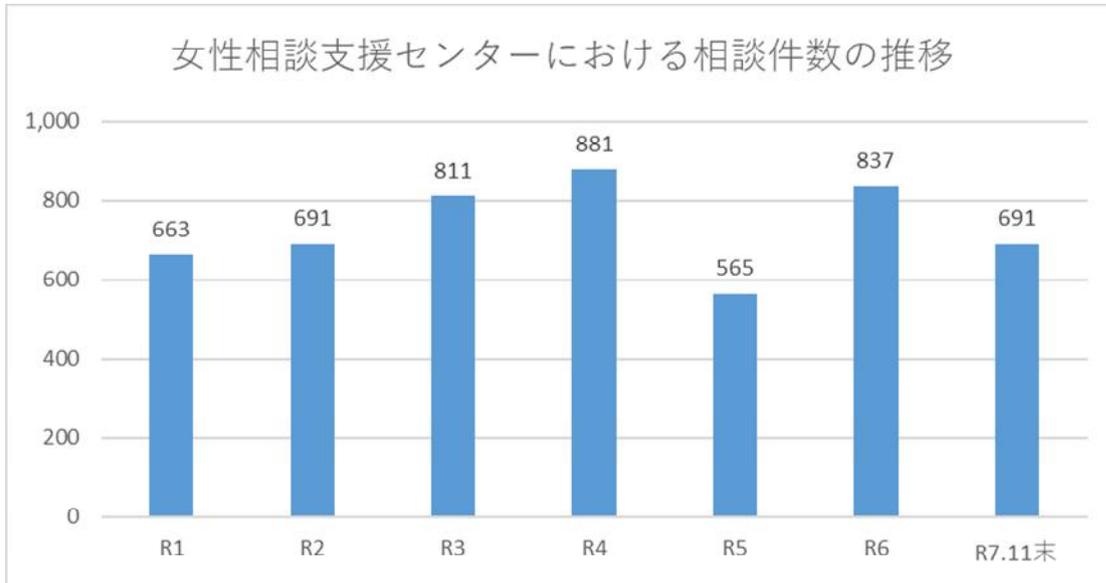


新潟県及び市町村の相談状況及び女性支援新法に基づく対応状況

1 相談状況

(1) 女性相談支援センター

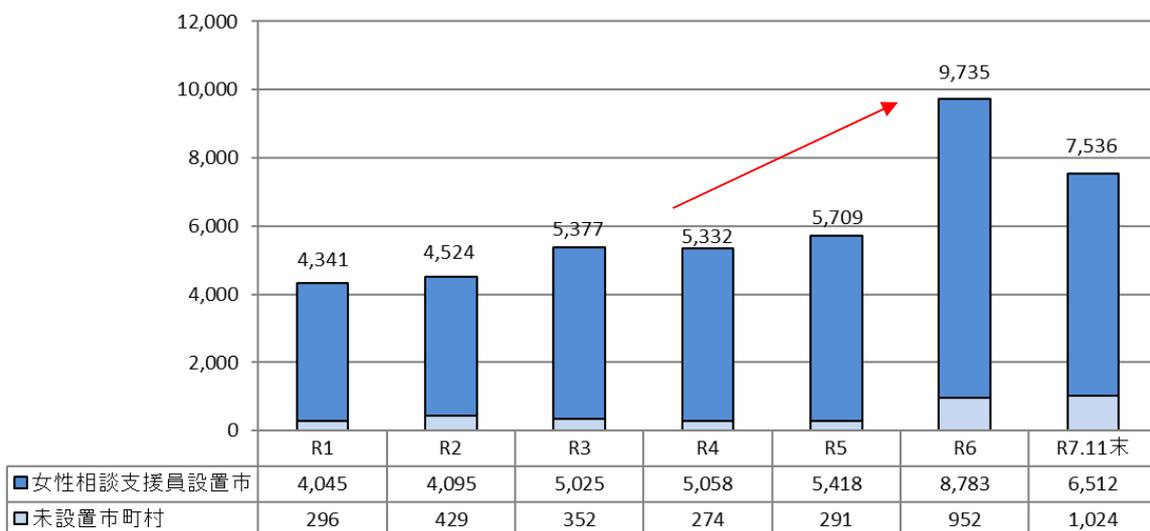
女性相談支援センターの相談件数は令和5年度を除き増加傾向にある。令和7年度は11月末までに691件の相談があった。



(女性相談支援センター調べ)

(2) 市町村で受け付けた相談件数(延件数)

女性相談支援員を配置している9市における相談件数(※)が近年増加傾向にある。



※令和5年度まではDV相談件数の計、令和6年度以降はDV相談件数+女性相談件数の計を記載

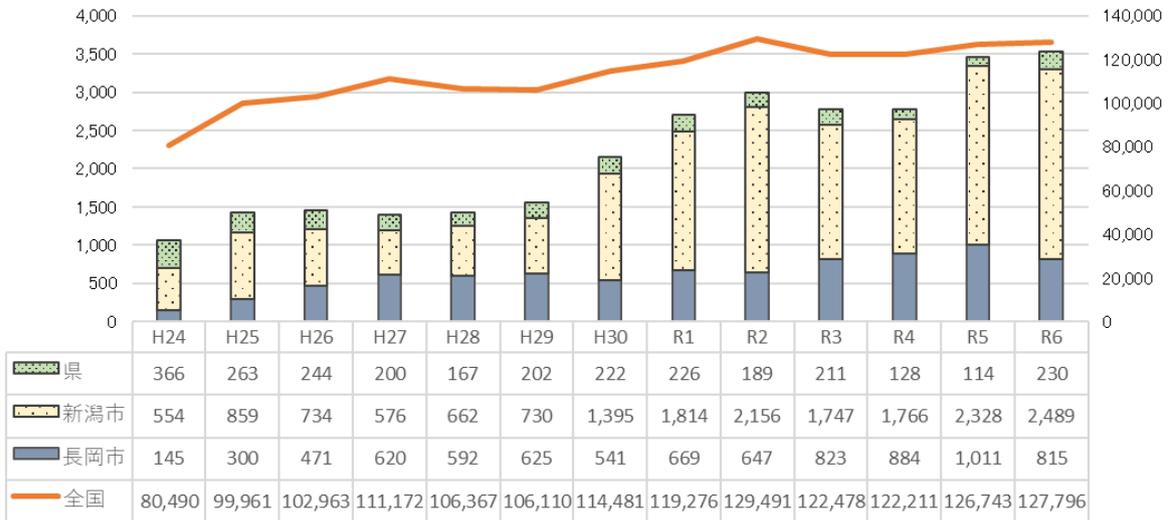
	R6	R7.11月末
DV相談	4,203件	3,197件
女性相談	5,532件	4,339件
合計	9,735件	7,536件

(こども家庭課調べ)

(3) 配偶者暴力相談支援センターのDV相談状況

配偶者暴力相談支援センターを設置している県、新潟市、長岡市のDV相談件数の合計は、県内、全国ともに近年高止まり傾向にある。令和6年度の県内の相談件数は3,534件で過去最高を更新した。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移



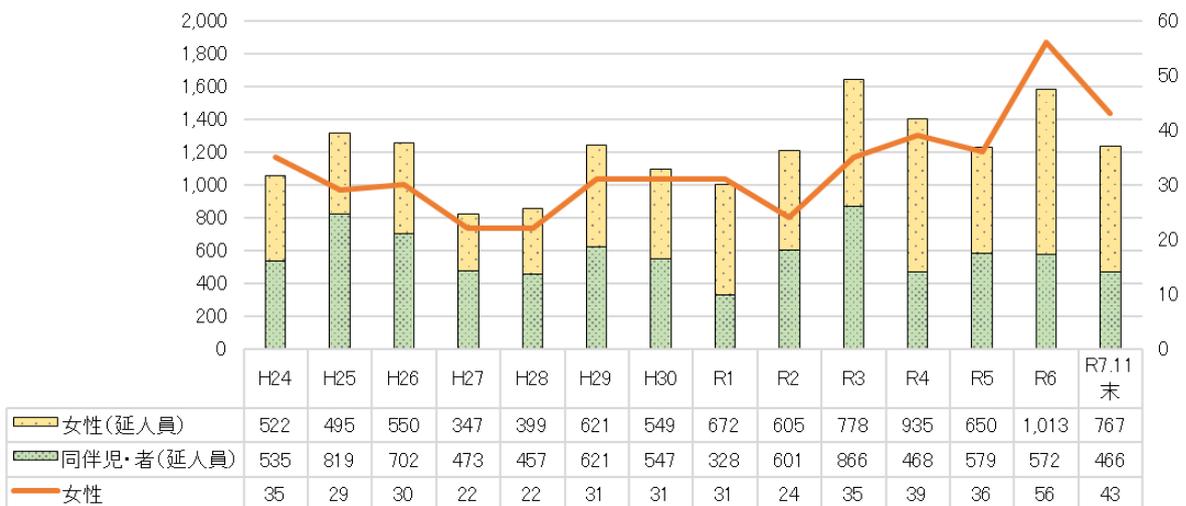
(内閣府男女共同参画局調べ)

※新潟市及び長岡市の配偶者暴力相談支援センター設置はH24年度

(4) 新潟県女性相談支援センターの一時保護件数(委託を含む)

令和6年度の女性相談支援センターにおける一時保護の件数は、56件で、同伴児・者を含め延1,585人が保護された。令和7年度は11月末までに同伴児・者を含め延べ1,233人が保護された。

新潟県の一時保護の状況



(女性相談支援センター調べ)

2 新潟県における取組状況（令和7年度）

（1）一時保護委託事業

①一時保護委託

一時保護委託により民間のDVシェルター等入居者に対し、食事や寝具の提供等の生活支援を実施。

②自立支援

一時保護委託施設の入居者に生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）や裁判所・医療機関等への同行支援等、一時保護委託施設の退所に向けた必要な支援を実施。

③定着支援

一時保護委託施設の退所者に電話相談や家庭訪問、職場訪問等、地域生活を定着させるための支援を実施。

（2）市町村支援

①女性支援コーディネーター

女性相談支援センターに女性支援コーディネーターを配置し、支援調整会議の運営補助や市町村・関係機関との連絡調整を実施。

②伴走支援

女性相談支援員未配置の市町村に対して、市町村が開設する女性相談窓口民間団体相談員を派遣し、市町村担当職員に伴走しながら、女性相談に係るノウハウやスキルを高めるための支援を実施。

③アドバイザー派遣

専門知識や豊富な経験を有するアドバイザーを派遣し、市町村担当職員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、市町村担当職員の女性相談に係る質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減するための支援を実施。

（3）周知啓発

①（公財）新潟県女性財団と連携した取組

- ・ 県民講座や公立施設等でリーフレットを配布
- ・ 「相談・支援窓口の人材育成セミナー」（R7.9.4 オンライン）での相談窓口の周知

②市町村担当者向け県計画等の説明

- ・ 市町村女性支援担当者向けの説明会の開催（R7.5.27 オンライン）
- ・ 市町村の要請により個別に訪問して説明
 - DV連絡会議 上越市 R7.5.16
 - 生活困窮支援調整会議（7～8月） 6町村（関川村、聖籠町、田上町、弥彦村、湯沢町）
 - 情報交換（7～8月） 20市町村（燕市、佐渡市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、五泉市、阿賀野市、加茂市、弥彦村、田上町、小千谷市、刈羽村、魚沼市、南魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町、妙高市、糸魚川市）※下線部はR7相談員新規配置市、それ以外は未配置市町村

（4）支援調整会議

①代表者会議 1回（R8.1.22）

②実務者会議 4回（全体（オンライン）R7.7.24、上越会場 R7.10.20、長岡会場 R7.10.31、新潟会場 R7.11.13）

③個別ケース会議 1回（他機関が主催した会議に参加）

(5) 若年層向けDV予防啓発事業

民間団体と連携し、若年層へのデートDV予防啓発に重点をおいたセミナーを県内の中学校、高校、特別支援学校を対象に実施

3 市町村における取組について

(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置（配偶者暴力防止法第3条 市町村努力義務）

【設置済 2市】新潟市(H24.7)、長岡市(H24.10)

(2) 女性相談支援員の配置（女性支援新法第11条 市町村努力義務）

【配置済 9市】新潟市、長岡市、新発田市、三条市、柏崎市、上越市、見附市、燕市（R7.4～）、佐渡市（R7.5～）

(3) 女性支援新法に基づく市町村基本計画の策定（市町村努力義務）

【策定済 4市】 燕市、長岡市、胎内市、妙高市

【策定予定 11市町】・R8.3 新潟市、柏崎市

・R9.3 新発田市、小千谷市、見附市、糸魚川市、津南町

・R10.3 三条市、加茂市、上越市、十日町市

【策定検討 4市町】 村上市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町

(4) 配偶者暴力防止法市町村基本計画の策定（市町村努力義務）

【策定済 18市町】新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、聖籠町

【策定予定 3市町】R9.3 小千谷市、見附市、津南町

【策定検討 1市】魚沼市

(5) 市町村内における連携

① DV対策関係の庁内連絡会議設置 8市町村

② DV担当課が要保護児童対策地域協議会の構成員 26市町村

③ 女性支援新法の支援調整会議 佐渡市、長岡市（実務者会議のみ。構成員として小千谷市、見附市、出雲崎町も参加）

設置検討 新潟市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、燕市、聖籠町（R7 予定）

(6) 若年層向けデートDV予防教育の実施

【実施済 9市町】新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、見附市、燕市、上越市、田上町